

引き上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）の用途について

引き上げ分の地方消費税は「社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費」に充てるものとされています。

平成２６年度決算における、充当額については以下のとおりです。

（歳入）

・ 地方消費税交付金（社会保障財源化分） 17,834 千円

（歳出）

・ 社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費 806,811 千円

【社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費】 (単位：千円)

事業名	経費	財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国 県 支出金	町債	その他	引上げ分の 地方消費税 (社会保障財源 化分の地方消費 税交付金)	その他
社会福祉	452,312	97,096	0	61,648	9,999	283,569
社会保険	221,290	49,931	0	2,087	4,891	164,381
保健衛生	133,209	22,379	0	0	2,944	107,886
合 計	806,811	169,406	0	63,735	17,834	555,836

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)の決算は、各費目に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。